

医療連携型有料老人ホーム ゆ〜とぴあ

(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社松永メディコが開設する、(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所、医療連携型有料老人ホーム ゆ〜とぴあ (以下、事業所という。) が行う (介護予防) 特定施設入居者生活介護の事業 (以下、事業という。) の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者 (以下、利用者という。) に対し、適正な (介護予防) 特定施設入居者生活介護を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、利用者に対して食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、及び療養上の世話を行う事により利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
- 2 事業所が提供する (介護予防) 特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 サービスの提供は、個別の (介護予防) 特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については本人又は家族の同意をあらかじめ書面により得て取り扱うものとし、個人情報の保護に関する法律等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	医療連携型有料老人ホーム ゆ〜とぴあ
所在地	福山市松永町五丁目23番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者1名 (常勤)

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者1名 (常勤)

(介護予防) 計画作成担当者は、利用者または家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの内容等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成する。

③ 生活相談員 2 名（常勤）

生活相談員は、利用者またはその家族に対し、その相談に応じると共に、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

④ 看護職員 2 名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に留意すると共に、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

⑤ 機能訓練指導員 1 名（常勤）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

⑥ 介護職員 13 名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって日常生活上の世話をを行う。

（入居定員及び居室数）

第 5 条 入居定員は 32 人（介護予防サービス定員を含む）

居室数は 32 室とする。

（（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容）

第 6 条 （介護予防）特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。）

- ① 入浴（週 2 回以上、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック
- ⑤ 相談、援助

（（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用料等）

第 7 条

- 1 （介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、該当（介護予防）特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた割合の額とする。
- 2 おむつ代は、実費を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 利用者の選定による洗濯代行サービス費は、実費を徴収する。
- 5 前各項の支払いを受け取る場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 8 条 職員は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

（利用者が介護居室を移る場合の条件及び手続）

第9条 事業者は、利用者の介護居室を移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の主治医の確認を行い、利用者及び家族の同意を得ることとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号にあげる措置を講ずるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対応策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医若しくは協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常時災害対策)

第12条 非常災害(火事、風水害、地震等)に際して、必要な具体的計画及び避難、救出訓練については、緊急時対応計画に沿って年2回定期的に必要な訓練を行うものとする。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

1 虐待防止に関する責任者を選定し、設置すること。

2 虐待防止のための指針の整備

3 成年後見制度の利用を支援すること。

4 事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を定期的開催すること。

5 利用者に対する虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、すべての(介護予防)特定施設入居者生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修
- (2) 継続研修 年1回
- 2 その他運営に関する重要事項として、事業所では利用契約において定めている守秘義務、損害賠償義務、苦情処理対応を行います。
- 3 この規程に定める事項の他に、(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供について重要な事項が生じた場合には、事業所はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って問題の解決に当たります。
- 4 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し利用者の理解を得るよう努めます。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

平成18年	6月	1日	第5条	入居定員24名に変更
平成18年	11月	1日	第5条	入居定員30名に変更
平成22年	2月	1日	第5条	入居定員32名に変更
平成22年	9月	8日	第3条	看護職員・機能訓練指導員の変更
平成23年	7月	1日	第3条	看護職員・機能訓練指導員の変更
平成24年	1月	1日	第3条	機能訓練指導員の変更
平成24年	2月	9日		事業所更新に伴う内容整理
平成24年	12月	21日	第4条	管理者の変更
平成25年	12月	3日	第4条	看護職員・機能訓練指導員の変更
平成28年	12月	21日	第4条	管理者・看護職員の変更
平成29年	7月	1日	第4条	計画作成担当者の変更
平成29年	9月	13日	第4条	計画作成担当者の変更
平成29年	12月	1日	第4条	介護職員の変更
平成30年	4月	1日	第4条	介護職員の変更
平成30年	8月	1日	第4条	機能訓練指導員の変更
平成30年	11月	1日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和1年	10月	1日	第4条	看護職員・介護職員・機能訓練指導員の変更
令和2年	3月	23日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和2年	9月	1日	第4条	管理者・看護職員・介護職員の変更
令和3年	1月	1日	第4条	生活相談員の変更
令和3年	4月	26日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和3年	8月	21日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和3年	11月	21日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和4年	1月	21日	第4条	看護職員・介護職員の変更
令和4年	3月	25日	第7条	洗濯代行サービス費の追加
			第12条	虐待防止の為の措置に関する事項の追加
			第4条	従業員の記載方法の変更
令和4年	6月	7日	第4条	計画作成担当者の追加
令和6年	4月	1日	第6条	⑤相談・援助の追加、
			第9条	文言の変更
			第10条	衛生管理の追加
			第13条	協力医療機関の追加
			第14条	2項・6項の追加
			第15条	身体拘束の追加
			第16条	業務継続計画の策定
			第17条	認知症介護に係る基礎的な研修の追加
令和6年	11月	1日	第4条	文言の変更
令和7年	1月	1日		事業所名の変更